

## 新たな検査体制の課題と対応(案)

---

# 3-1. 新しい仕組みの課題と検討項目

## 案1、案2の導入にあたり、実施時における課題及び検討項目を以下のとおり整理

### 課題 1) 第三者が実施する検査内容の明確化・効率化

➡ 契約内容・責任区分を明確にするために、第三者が実施する検査(証明)内容の明確化が必要

(検討項目)

- ➡
- ①給付のための検査と技術検査の区分及び第三者が実施する内容について
  - ②確認内容の明確化
  - ③確認方法の効率化

### 課題 2) 第三者の技術的能力を担保する仕組みの構築

➡ 現場での検査・証明の実効性を確保するため、必要な技術力を有する第三者を確保することが必要

(検討項目)

- ➡
- ①第三者として求める技術、経験の整理

### 課題 3) 第三者の中立性を確保するための仕組みの構築

➡ 品質の確保を図るために、第三者の中立性を確保することが必要

(検討項目)

- ➡
- ①第三者の中立性が確保されない要因と弊害について
  - ②第三者の中立性を確保するための検討事項
    - ・第三者の選定・契約方法の検討
    - ・第三者への費用支払い方法の検討
    - ・第三者の評価方法の検討

### 課題 4) 第三者の役割に対する責任の考え方の整理

➡ 施工上の瑕疵が第三者にどこまで及ぶのか等、第三者の責任を整理する必要

(検討項目)

- ➡
- ①工事目的物に瑕疵があった場合の施工者、第三者、発注者の責任について

# 3-2. (課題1) 検査内容の明確化・効率化について

## 今後の給付のための検査と技術検査の区分 及び 第三者が実施する内容について

### 検査の目的

- 給付の検査 : 工事の適否を判断するために、**契約図書との適合を確認するもの**
- 技術検査 : 適正かつ能率的な施工を確保するとともに、工事に関する技術水準の向上に資するために、**工事の技術的な評価及び施工の改善・指示に必要な検査を行うもの**

### 現行の検査

- 現行は「給付の検査」と「技術検査」の検査項目に重複部分が存在している。
- 現行は両検査を同一職員が実施していたことから実態として問題なく実施されている。

### 今後の検査

- 今後は第三者がその役割の一部を担うことから、**給付の検査及び技術検査の内容について明確に区分する。**

### 今後の検査区分

#### ○「給付の検査」の検査項目

- ①出来形 (位置、出来形寸法)
- ②品質 (品質)
- ③工事実施状況 (契約書等の履行状況、工事の施工状況、施工体制台帳)
- ④合否判定 (破壊検査を含む)

#### ○「技術検査」の検査項目

- ①出来形 (出来形管理等、出来形の精度)
- ②品質 (品質管理等、品質の程度)
- ③工事実施状況 (工事の施工方法、施工体制等、工程管理、安全管理)
- ④出来ばえ (仕上げ面、とおり、すり付け、全般的な外観)
- ⑤成績評定

第三者を導入

発注者が実施

## 確認内容の明確化

### 第三者の確認項目

(案1) : 発注者が第三者と契約

第三者は「給付の検査」の検査項目の①～④を実施する。

(案2) : 施工者が第三者と契約

第三者は「給付の検査」の検査項目の①～③で指定されたものの品質証明を実施する。

※ ③については、契約書等の履行状況、施工体制台帳を除く(発注者が実施)

※ ④については、発注者が実施

### 第三者の確認内容

- 現場における確認内容を、「施工プロセスを通じた検査」におけるチェックシートでの「給付の検査」に該当する項目のみに効率化する。

## 確認方法の効率化

(当面)

明確化した確認内容と臨場により確認する

(情報化施工、一般化以降)

情報化施工の導入により取得できる現場管理データの確認を行うことで、効率化を図る。

※情報化施工の推進

H25年度一般化技術

- ・TS(トータルステーション)による出来形管理技術  
(出来形計測作業のデータの自動作成)
- ・マシンコントロール(モータグレーダ)技術  
(敷均し作業の自動化)

早期実用化検討技術

- ・TS/GNSSによる盛土の締固め管理技術  
(締め固め施工履歴の把握)
- ・マシンコントロール・マシンガイダンス(ブルドーザ・バックホウ)技術

# 3-3. (課題2) 技術的能力を担保する仕組みについて

## 第三者として求める技術、経験の整理

- 技術的能力を担保する仕組みとして、案1、2の検査(品質証明)内容にあった資格を設定する。
- 案1、案2ともに実務経験を有していることを求める。

「施工プロセスを通じた検査」において、  
品質検査員に求めた資格 ※1



### 施工管理に関する経験(案)

#### ①実務経験

ex) 技術者としての経験 20年以上 かつ

国土交通省発注の工事の監理技術者又は主任技術者の経験、  
または総括監督員、主任監督員又は技術検査官

#### ※1

「施工プロセスを通じた検査」において品質検査員に求めた資格 (以下の①～⑥のうちいずれか)

- ①技術士、技術士補(建設部門) ②一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士
- ③土木学会特別上級技術者、土木学会上級技術者、土木学会1級技術者又は土木学会2級技術者
- ④(社)全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者(I)又は公共工事品質確保技術者(II)又は発注者が認めた同等の資格を有する者
- ⑤RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者
- ⑥河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者

# 3-4. (課題3) 第三者の中立性の確保について

## 第三者の中立性が確保されない要因と弊害について

### 案1)の場合

要因: 業務成績評定で高成績を取るため等により発注者寄りの検査となる可能性がある。

弊害: 必要以上に厳しい検査や書類の増大により施工者負担の増大及び検査の非効率に繋がる恐れがある。

### 案2)の場合

要因: 施工者からの依頼(契約)であることから施工者寄りの証明となる可能性がある。

弊害: 施工者の要求により検査の手抜き等による品質確保の確実性の低下が懸念される。

## 第三者の中立性を確保するための検討事項

○第三者への以下の対応について検討を行う。

①選定時における対応、②費用の支払いにおける対応、③業務完了時の評価や発注者の関与における対応

第三者の選定時における中立性の確保方法について、下記の検討を行う

### 案1)の場合

- ・入札契約方式において中立性を確保できる業者を選定する方法
- ・委託契約書の中で中立性を規定する方法

### 案2)の場合

- ・第三者の資格認定をする際に中立性及び不正に対する罰則(業務停止等)を規定する方法
- ・施工者と関係がある第三者の排除(自社関係者及びOBとの契約の禁止)を規定する方法
- ・施工者が第三者の選定を行う際に発注者としての関与を図れる仕組み

第三者への費用の支払い方法における中立性の確保方法について、下記の検討を行う

### 案1)の場合

- ・発注者との契約であり、入札契約において適正な価格(費用)が設定されるため、中立性は確保される

### 案2)の場合

- ・第三者に実費が支払われる仕組み

1) 発注者において、一定の価格設定の公表

2) 出来高払い等給付時に第三者の費用を発注者が施工者に精算支払いし、価格の確認を行う 等

- ∴
- ・施工者と第三者の契約であることから、費用設定はそもそも施工者優位となる
  - ・費用設定は、第三者の中立性に大きく影響することから、第三者の費用を請負工事費の中に見込むのは落札率などの課題があり適切ではない

第三者の業務完了時の評価や発注者の関与における中立性の確保方法について、下記の検討を行う

### 案1)の場合

- ・第三者の業務の履行の適否のみの評価とし、過度の評価としないこととする(通常の業務での成績評定との差別化)

### 案2)の場合

- ・資格認定機関に、第三者に対する調査権限と報告請求権限を付与することについて
- ・発注者に、相当な理由による第三者の変更の権限を付与することについて

## 3-5. (課題4)第三者の責任について

### ○工事目的物に瑕疵があった場合の施工者、第三者、発注者の責任について

#### 【施工者】

- ① 設計書等に瑕疵がない場合の工事目的物の修補等の責任は一義的には施工者にある。  
∴ 第三者、発注者(検査)の確認の有無により瑕疵の事実は変わらない。

#### 【第三者】

##### ① 第三者が業務を適正に実施していなかった場合

- イ) 故意又は重大な過失が無い場合(規定された項目の見落とし・間違い)  
・ 案1)では、契約不履行による措置(指名停止等)  
案2)では、業務上の過失責任による措置(業務停止等)  
ロ) 故意又は重大な過失が有る場合  
・ イ)の措置の他、修補にかかる損害賠償責任が発生する。

##### ② 第三者が業務を適正に実施していた場合

- イ) 相当に専門的な判断が必要となるもの見落とし・施工者による偽造等の場合  
・ 案1)、案2)ともに責任は生じない。

#### 【発注者】

- ① 検査職員は、規定された項目での見落とし・間違い、故意又は重大な過失における責任(予算執行職員等の責任に関する法律上の責任)がある